見本

知識と実践で築く

学校保健

國土将平 編



見本

はじめに

我が国の学校保健の始まりは 1872 (明治 5) 年の学制発布からで、その歴史は 150 年以上ある。一方、アジアの学校保健の歴史は浅く、その活動や制度が 40 年ほどしか経過していない国もある。そうした国々で、より良い教育を実施するための活動を行っている経験のなかで、最も効果的な活動の一つとして挙げることができるのは教育環境の改善である。それは学校保健の活動を整備することにほかならない。学校保健の整備・充実・発展は、より良い教育を実施するためには不可欠なのである。歴史ある日本の学校保健制度は世界に誇ることのできる水準であり、アジアの国々における子どもの学校での教育・生活環境と比較すると、皆さんが過ごしてきた環境は、圧倒的に恵まれたものといえる。制度の手厚さや課題への対応力などは特筆すべきものであることを、本書を通して知っていただきたい。

本書ではデータに基づく解説を心がけた。なぜなら、児童生徒の健康実態や発育発達の現状と、それを決定する社会環境的要因の相互作用の解明において、多くの調査や統計的手法が用いられて明らかにされてきているからである。理論や数字を知識として鵜呑みにし、実践したことをただ経験として消化するのではなく、常に実態や現状の要因に目を向け、そこから課題の解決を図っていく思考や態度を身につけてほしいという教育者としての想いもある。要因を見つけ出し、検討して、目標に向けた策を考える。これは私たち研究者の専門的研究でも、競技スポーツで結果を求めるアスリートたちのトレーニングにおいてでも、共通した考え方であろう。つまり「トライ・アンド・エラーを繰り返しつつ、より良い道筋を考える」ことは、目標を達成するための共通する考え方であり、効果的な手法なのである。

本書は、教職をめざす学生、特に保健体育の教員をめざす学生に主眼をおいて内容を編集した。そして、児童生徒の健康管理や学習環境の整備はもちろんのこと、体育や部活動での事故やケガの予防などの安全配慮、学校での保健に関わる業務についての必要な知識を実践で活用できることをベースにわかりやすく解説をした。

目次を見ていただければわかるように、学校保健がカバーすべき領域は多岐にわたり、それぞれが法令などによって制度化され、運営されている。学校保健を初めて学ぶ方は「こんなことまで決まっていたのか」と驚かれるかもしれない。生徒として過ごしていた学校生活では普段は感じたり、考えもしなかったりしたことの背後にも、学校保健の制度は確実に実施されているのである。子どもの健康や学校での安全を守ることは、そうした何気ないことにも関心をもち続けることが大切である。本書で学んだ学校保健の知識を、学校教育の実践の場でトライ・アンド・エラーを繰り返しながら子どものより良い教育環境を築いていただきたい。

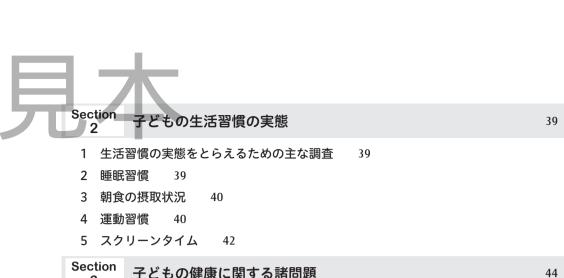
編者 國十将平



Chapter 1

学校保健の意義

Section 1	学校保健とは何か	15
 なぜ 学校 学校 	活動の視点から 15 学校保健は保健体育教員に必要か 16 保健の特性 17 保健の枠組み 18 保健における保健と教育の両義性とその役割 20	
Section 2	学校保健の沿革	21
Section 3	学校保健と教職員	22
2 学校	保健の責任の所在 22 保健を担う教職員等の責任 23 保健に関係する職員 24	
Section 4	学校保健活動の世界的潮流	28
Chapte	r 2	
Section 1	学校保健統計調査等からみる子どもの健康実態	33
2 肥満 3 むし 4 視	保健統計調査 33 傾向および痩身傾向 34 歯(う歯) 36 カ 36 ほかの疾病・異常 37	



子どもの健康に関する諸問題

1 喫煙・飲酒・薬物乱用 44

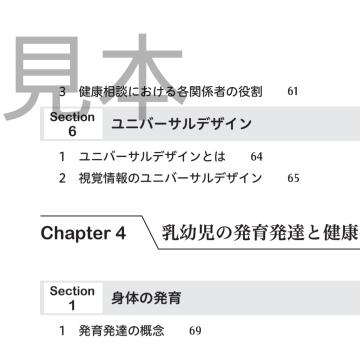
2 健康相談のプロセス 61

- 2 喫 煙 44
- 3 飲 酒 45
- 4 薬物乱用 46

Chapter 3

学校健康診断と健康評価

Section 学校健康診断の歴史 1	49
Section 学校健康診断の今日的意義	50
1 健康問題の予防 502 健康診断の位置づけと意義 51	
Section 3 健康診断の種類・内容(運動器検診含む)	51
 1 健康診断の種類 51 2 健康診断の内容 52 3 運動器検診 57 	
Section 4 事後指導	58
1 健康診断の事後措置 58 2 健康診断結果の活用方法 60	
Section 5 健康相談と保健指導	60
1 健康相談と保健指導の重要性 60	



69 2 身体発育の計測 70 Section 胎児から乳幼児の身体の発育発達 70 1 胎児の発育 70 2 子どもの発育 73 3 発育チャートによる発育評価 Section 乳幼児期の運動発達 76 3 1 運動の生涯発達モデル 76 2 発育発達の原則 3 発育の特徴 Section 乳幼児期の心の発達 81 4 1 母子の精神保健 2 子どもにとっての「遊び」 83

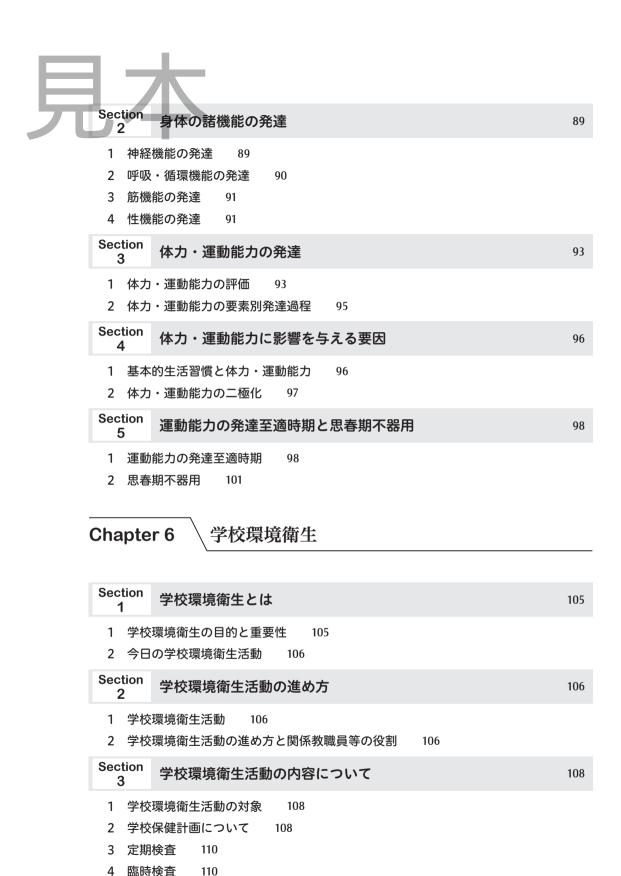
64

児童生徒の発育発達と体力・運動能力 **Chapter 5**

Section 発育の評価 86 1 1 標準身長・体重曲線 86

87

2 発育(体格)の指標





学校環境衛生基準

111

- 1 学校環境衛生の基準
- 2 現代社会と学校環境衛生 115

Chapter 7

児童生徒の生活習慣が関係する疾患

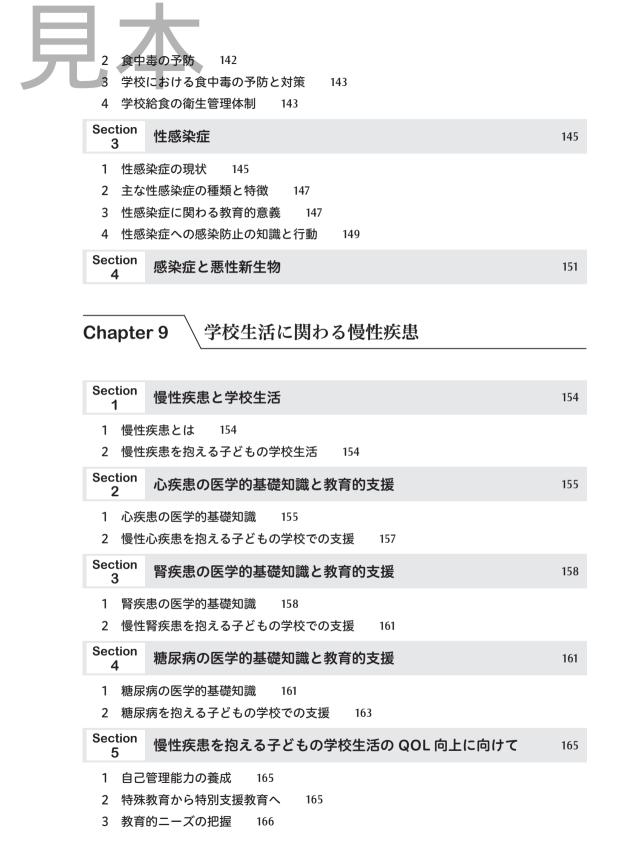
Section 1	on 生活習慣病の現状	120
Section 2	^{on} 生活習慣が関係する疾患とその現状・対策	121
2 # 3 3	貧 血 121 起立性調節障害 123 むし歯(う歯)・歯周病 125 アレルギー 127 熱中症 130	
Section 3	on 運動やスポーツが健康に及ぼす影響	132
-	身体的な健康への効果 132 情神的な健康への効果 133	

Chapter 8

感染性疾患

Sect 1	ion	感染症				135
1	感染	症とは	135			
2	感染	症の推移	136			
3	感染	症の予防	136			
4	学校	保健安全法	に定め	る学校感染症と出席停止等の措置	138	
5	予防	接種につい	て	140		
Sect 2	ion	食中毒				142

1 食中毒の種類と原因 142



Chapter 10 学校におけるメンタルヘルス	
Section メンタルヘルス	173
 メンタルヘルスとは? 173 学校生活におけるメンタルヘルス 174 	
Section 思春期におけるアイデンティティの形成および混乱 2	17-
Section 3 不登校といじめ問題に関する現状と課題	17
1 不登校の現状と課題 1752 いじめ問題の現状と課題 176	
Section 4 子どもの自殺や非行に関する問題	17
1 児童生徒の自殺の現状と課題 177 2 児童生徒の非行の現状と課題 178	
Section 現在の精神疾患の動向と学校における取り組み	18
1 現在の精神疾患の動向 1802 統合失調症に関する動向 1803 学校における取り組み 181	
Section	18
1 精神保健制度の国際比較 182 2 諸外国の精神保健およびいじめ防止対策 184	
Section ネット依存・ゲーム依存	18
1 ネット依存の問題点 185	

4 そのほかの教育的支援一学校生活管理指導表の利用と学校体育

1 学校におけるマイノリティ問題―慢性疾患を抱える子ども

慢性疾患を抱える子どもの生きづらさの克服のために

170

Section

2 移行期医療 170



Section 8 事故や傷害時の心のケア

- 1 心のケアの重要性 186
- 2 心のケアの基本的展開 187

 Section
 積極的なメンタルヘルス: 社会情動的スキル
 188

- 1 社会情動的スキルの重要性 188
- 2 社会情動的スキルの育成方法 189

Chapter 11 \ 教職員の健康

Section 教育現場における労働安全衛生 192

- 1 労働安全衛生の重要性 192
- 2 取り組みと対策 192

Section 2 生活習慣病とメタボリックシンドローム 194

- 1 生活習慣病とは 194
- 2 メタボリックシンドロームとは 195
- 3 教職員の生活習慣病対策 196

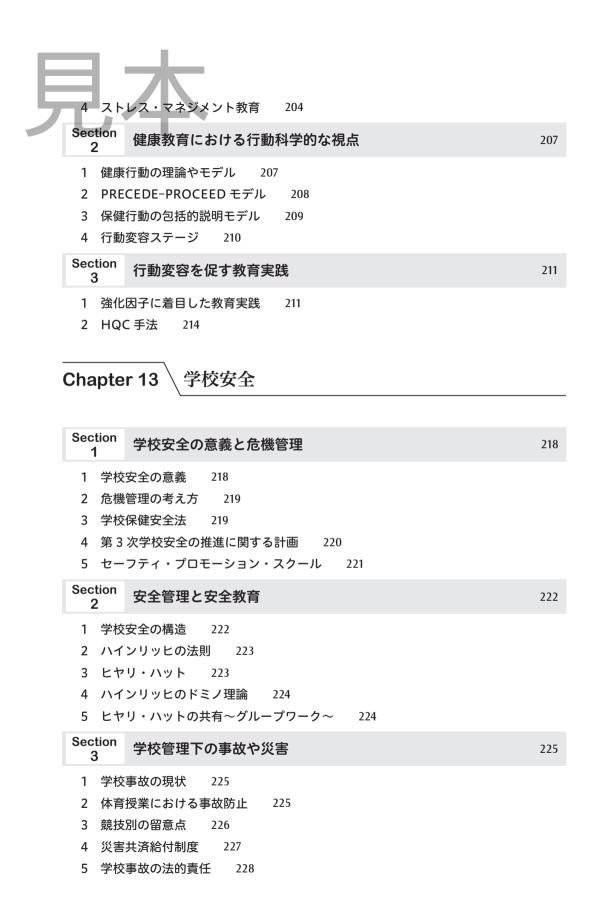
- 1 現状の課題 196
- 2 対策と取り組み 197

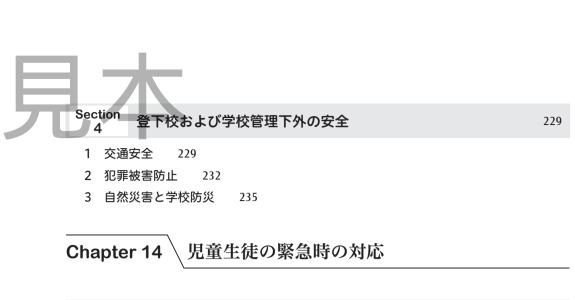
Chapter 12 \ 健康に係る行動変容の理論と方策

Section 1 現代的な健康課題 200

- 1 児童生徒を取り巻く環境 200
- 2 欲求と防衛機制 201
- 3 ストレスへの対処 203

186





Section 1	ケガや病気への救急対応	239			
2 重篤か 3 体育・	当の意義 239 つ緊急性の高い外傷や疾患への対応 240 スポーツ活動で生じやすい外傷への対応 245 命処置 246				
Section 2	ケガをした児童生徒への対応	250			
121223	な運動・スポーツへの復帰 250 ・保護者との協力・連携 251				
Chapter 15 学校保健計画、学校安全計画、危機管理マニュアル					
Chapter	15 大伙休健計画、子仪女王計画、凡機官理マーユ				
Onaptei	13 大伙休健計画、子仪女王計画、凡機官理マーユ				
Section	15 子仪保健計画、子仪女宝計画、凡機官理マーユ学校保健計画	253			
Section 1 1 学校保					
Section 1 1 学校保 2 学校保	学 校保健計画 全健計画とその内容 253				
Section 1 1 学校保 2 学校保 Section 2	学 校保健計画 - 健計画とその内容 253 - 健活動の評価 254	253			
Section 1 学校保 2 学校保 Section 2 1 学校安 2 学校安	学校保健計画 全健計画とその内容 253 全健活動の評価 254 学校安全計画 全計画とその内容 255	253			



Section 1	教育基本法と学校教育法	264
Section 2	学校保健安全法ならびに施行令・施行規則など	266
Section 3	学校給食に関わる法律ならびに施行令・施行規則など	270
Section 4	学校保健の歴史	270

索引 274

Chapter 1

学校保健の意義

学校保健は、児童生徒の健康を保持増進すること、児童生徒の安全を確保すること、 学校環境を整えること、保健に関わる教育や保健指導に携わるなど、養護教諭や保健体 育関係者のみならず、すべての教員に学習してほしい内容が含まれる。特に保健体育教 員は、体育指導や運動指導に従事し、保健学習を行うことが主な業務であることを考え ると、保健体育教員をめざす生徒にとっては、本学習内容は非常に重要な業務を含むこ とになる。

児童生徒として学習者である間は、学校保健に係る活動は、保健室の養護教諭や健康 診断、保健の授業が主要な活動となる。しかしその活動は多岐にわたり、学校教員はそ の役割と責任をもって教育活動を行う必要がある。この Chapter では、その学校保健 の重要性を十分に理解することや、学校においてどのような職務を遂行するかを確認す ることが主な目的である。

Section

1

学校保健とは何か

1

保健活動の視点から

文部科学省は学校保健について、「学校保健とは、学校において、児童生徒等の健康の保持増進を図ること、集団教育としての学校教育活動に必要な健康や安全への配慮を行うこと、自己や他者の健康の保持増進を図ることができるような能力を育成することなど学校における保健管理と保健教育」¹⁾としている。

学校における保健活動=学校保健は、学校内で行われる保健活動であり、学校保健安全法に基づいて教職員や児童生徒の健康の保持増進や学校環境を整えるものである。また、学校外の大きな社会的な枠組みでも、我々の健康を守る保健活動が展開されている。

地域で行われる保健活動=地域保健は、自治体やコミュニティー等で行われる保健活動であり、地域保健法に基づいて、保健所や保健センターが設置されている。保健所は都道府県、政令指定都市、中核市などに設置されており、広範な地域保健、精神保健、難病対策、感染

症対策など地域保健の重要な役割を担う。また、保健センターは市(区)町村ごとに設置されており、地域住民に対する健康相談や保健指導、予防接種や各種検診その他の事業を行うものである。これらは健康増進法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、予防接種法、母子保健法、精神健康福祉法など我々一人ひとりの保健に関わる法律のほか、食品衛生法や水道法といった我々の生活に関わる法律などにより実施されている。

労働における保健活動=産業保健は、労働に関わる保健活動であり、労働安全衛生法に基づく労働条件と労働環境に関連する健康障害の予防を行ったり、労働者の健康の保持増進や福祉の向上のための活動を行っている。たとえば、安全管理者や衛生管理者を設置したり、事業場における安全衛生管理体制の確立を行ったり、危険防止教育、安全衛生教育、健康診断の実施など、事業場における労働災害防止のための具体的措置が決められている。

学校で働く教員は労働者として産業保健の対象となる。学校保健安全法では、児童生徒の保健活動のみならず、教員の保健活動にも触れられており、学校という職場において教員自身の保健活動を含むという特徴をもっている。

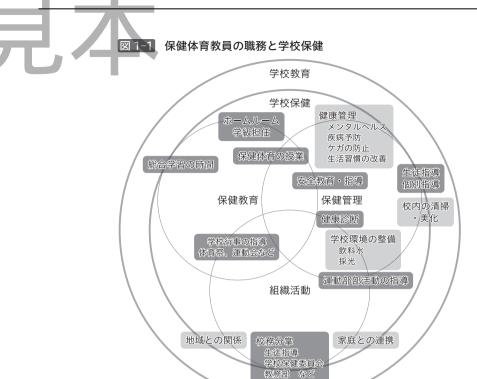
2 なぜ学校保健は保健体育教員に必要か

学校の教員は学校教育における児童生徒の健康の健康管理や、学習環境の管理などを担う必要がある。保健体育教員は、特に体育の時間において児童生徒の運動経験や身体活動を促進するとともに、ケガの予防を含む安全にも配慮する必要がある。それに加えて、保健に関わる教育を実施するとともに、保健に関わる学校業務に責任のある職務に就くこともある。

児童生徒からすると、教員の行っている業務は授業の実施や学級経営、部活動の指導など、学校内で目にする範囲だけとなるが、実際の業務はそれを超えて多岐にわたる。図1-1は保健体育教員の学校保健上の主要な業務を示したものである。保健や体育の授業、総合的な学習の時間、学校行事の指導など、保健教育に関連する分野、生徒の個別指導、安全教育や指導、健康診断に係る業務もある。また、校務として、学校保健委員会や保健主事など、責任をもって実施すべき組織活動もある。このように学校保健の業務は多岐にわたっており、これらは、学校教育や学校保健に定められた業務のほかに児童生徒の健康増進に関わる独自の取り組みも含まれる。

実際の活動を想像してみよう。教員として保健体育の授業を行うことは当たり前であるが、もし授業中に児童生徒がケガをした場合は緊急の対応が必要となる。適切に応急処置を行い、保健室への移動、もしくは緊急医療を受診させる必要が生じる。一方で、学校において、インフルエンザの集団感染が発生した場合には、それらに対応する必要もある。また、日々の生活において、児童生徒からの悩みの相談を受けることもある。このような状況に対して適切に対応するためにも、学校保健の仕組みを理解し、自らが適切に行動する必要が生じる。

学校保健は、スポーツ系の大学や教育学部系の大学で必須科目として位置づけられている ことからも、保健体育教員をめざす学生にとって重要な領域であることがわかる。そして、



保健体育教員の職務

できることならばすべての教員が学校経営上の基礎の一つとして学校保健を履修してもらいたい。また、保健体育の教員や養護教諭として指導的な立場となった際には、学校保健で学んだことを学校内で共有していく責任ももってもらいたい。

養護教諭や学校全体で取り組む職務

3 学校保健の特性

(1) 広い年齢層を対象とする

学校保健は、幼稚園児から、小学校児童、中学校生徒、高等学校生徒、大学や専修学校等の学生を対象としている。年齢でみると3歳から22歳、さらに大学院まで含めると30歳近くになる。この期間、それぞれの年齢における形態的・生理学的特性が大きく変化する。まずその実状を適切に知ることが学校保健の基礎といえる。特に小学校高学年児童や中学校の生徒は、思春期に当たり急激な変化がみられる。このように、対象とする年齢や心身の発育発達段階を考慮しながら、教育と指導の両面での配慮が必要となる。

たとえば、発展途上国では、女子の初経や月経に対する配慮が不十分のため、女子用の個 室トイレが十分に整備されていないこともある。エイズや喫煙など、標的になった対象の宣 伝に焦るあまり、極端な指導や教育が実施されたり、二次性徴に至らない小学生に性交やコンドームの着用を指導したりすることもある。これは、児童生徒の性の発達状況を教育政策レベルで把握できておらず、学校での性教育や指導に反映できていないからである。教育や指導する内容が子どもたちの心身の状況や既存の知識と合致したものであるかという観点から、学校保健は教育の科学(Educational Science)としての性格を濃厚にもっている。

(2) 学校は多くの職員や児童生徒が集まる場である

児童生徒や教員は学校において、日中の多くの時間を共にして生活している。このことから集団において生ずる特有な健康上の課題などを考慮し、対策を講じる必要がある。その一つが学校での感染症対策である。学校は多くの子どもが集まるがゆえに感染も広がりやすい。古くはトラコーマやシラミなど、近年ではインフルエンザ、最近では新型コロナウイルス感染症(COVID-19)といった感染症は、学校での集団生活によって集団感染のリスクが高まる。

また、学習効果や姿勢、視力といった観点からも、教室内の照明や黒板の見やすさ、静かさ、机や椅子の高さの調整なども必要となる。以上のことからもわかるように、学校保健活動は公衆衛生的活動の一分野としての性格をもつのである。

(3) 学校が教育の場である

学校保健の目的の一つとして、健康の保持増進を図る能力の育成がある。健康診断の実施は児童生徒等の健康管理の一つとして実施されるが、その目的は児童生徒の健康状態を評価し、潜在的な健康障害を早期に発見することである。健康管理的な活動が日常的に実施されていることに加え、健康診断の事前指導や事後措置も実施されている。これらの活動は教育的な機能を果たしており、教育的健康管理といわれている。このように、学校保健に関わる管理的活動が教育的配慮のもとに展開されなければ、学校保健活動としての意義は著しく希薄になる。さらに、学校の学校保健活動には、すべての教育的機能が含まれるといってもよい。

4 学校保健の枠組み

日本国憲法第 26 条には、教育を受ける権利および教育を受けさせる義務が定められており、教育基本法第 1 条では教育の目的として、「心身ともに健康な国民の育成」が挙げられている。また学校教育法第 12 条では学校における保健上の措置について定められており、学校教育の基本的な枠組みの中で学校保健の必要性が明らかとなっている。ここでの「学校」とは、学校教育法で定める学校のことを指し、具体的には、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、特別支援学校および幼稚園をいう。

このような枠組みの中、学校保健安全法によって、学校保健の内容、計画、組織、活動、 基準などの学校保健に関する枠組みが定められており、学校保健安全法施行令、学校保健安 全法施行規則、学校環境衛生基準などによってその詳細が定められている。また、学校給食 法によって学校での給食制度の枠組みが定められており、学校給食衛生管理基準、学校給食 実施基準によりその実施詳細が定められている(Chapter 16 Section 3 (270 頁)参照)。 関連法規としては、健康増進法、食育基本法、母子保健法があり、それらは学校保健の内容を含むものである。また、学校は教員が働く労働の場でもあり、労働安全衛生法の対象でもあり、教員が衛生管理者や衛生推進者に選ばれることもある。

学校保健で扱う領域や内容は 表 1-1 に示す通りである。学校保健は保健教育、保健管理、組織活動の領域から構成される。保健教育には、保健学習と保健指導が含まれている。保健管理には児童生徒等の健康管理と生活管理を含む対人管理と、環境管理が含まれている。また、組織活動として、教職員の組織、家庭や地域との連携、さらに学校保健員会の組織とその運営が含まれている。

表 1-1 学校保健の領域・内容

領域分類			主な内容	運営の ニュアンス	担当者	
		保健学習		体育科、保健体育科		学級担任
	保健教		保健学習	教科	関連教科(生活科、理科、家庭科、技 術家庭科、特別の教科 道徳など)	教授的
			「総合的な学習の時間」(食育など)			栄養教諭 学校栄養職員
		保健学習	特別活動	学級活動・ホームルーム活動	数 板的	- 子仪木食삓貝
	育	+		学校行事	教授的、 指導的	
		保健指導		児童会活動、生徒会活動、クラブ活動	18 42 83	
		保健指導	保健室に 指導(集[おける個別指導、日常の学校生活での 団指導)	指導的	
				健康観察、健康診断		専門職員
			健康管理	保健活動、保健指導	管理的	・学校医
	保健	対人管理		疾病予防	官理的 	・学校歯科医 ・学校薬剤師
24		刈八百年		応急処置 (応急手当など)		スクールカウン
学校保健	健管理		生活管理	健康生活の実践状況の把握および規正	指導的	セラー
保健	_		工和日本	学校生活の管理	10 42 41	保健主事 養護教諭
,-		環境	管理	学校環境の安全衛生管理	管理的	学級担任
		-74-70		学校環境の美化など情操面への配慮		一切以正江
	教職員(児童生) 健康・ 環境衛 学校保 学校保 教育委 連携・		学校保健	計画・学校安全計画の策定		校長・教頭等管
			教職員の征	設割やその責務を明確にし指導監督を行う		理職
			児童生徒	および教職員の健康実態を把握		
				全の保持増進に向け施設・設備の安全、 D維持・改善	46.1美.65	
			学校保健・安全に関する法令や通達等の周知徹底		指導的、 管理的	
			学校保健	学校保健委員会を組織し、必要に応じて召集		
			教育委員会や地域保健・医療に関わる機関との 連携・協力体制の整備			
			保健上の	緊急事態が発生した場合の措置		
			家庭との	重携		